

都市建設常任委員会会議記録

日 時 令和元年6月21日(金曜日)

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第5委員会室

午前11時43分 散会

付託事件

議案第58号, 議案第61号, 議案第62号, 議案第63号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ①議案第58号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例
- ②議案第61号 指定管理者の指定について
- ③議案第62号 市道路線の認定及び廃止について
- ④議案第63号 土地の取得について

2 出席委員(6名)

委員長	飯田正美君	副委員長	萩谷慎一君
委員	中庭次男君	委員	五十嵐博君
委員	小川勝夫君	委員	松本勝久君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(6名)

議員	土田記代美君	議員	田中真己君
議員	小泉康二君	議員	須田浩和君
議員	内藤丈男君	議員	福島辰三君

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
建設部長	渡邊雅之君	建設部技監兼 建設計画課長	大森幹司君
道路管理課長	有金正義君	道路建設課長	安達茂君
生活道路整備課 長	川又弘一君	河川都市排水課 長	三村隆君
建築課長	大和田聡君	土木補修事務 所	大山裕己君
内原建設事務 所	谷萩幸治君		
都市計画部長	高橋涼君	都市計画部 副部長	川崎洋幸君

都市計画部技監兼
市街地整備課長 坪 貴 之 君 都市計画部技監兼
住宅政策課長 木 村 勤 君

都市計画部技監兼
泉町周辺地区
開発事務所長 加 藤 久 人 君 都市計画課長 黒 澤 純 一 郎 君

建築指導課長 井 原 孝 志 君 公園緑地課長 上 田 航 君

上下水道事業
管 理 者 檜 山 隆 雄 君 上下水道局
下水道部長 白 田 敏 範 君

下水道管理課長 鬼 澤 英 一 君 下水道整備課長 松 葉 光 隆 君

下水道施設
管理事務所長 川 原 井 正 浩 君

6 事務局職員出席者

議 事 係 長 綱 島 卓 也 君 書 記 武 田 侑 未 子 君

午前10時 2分 開議

○飯田委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第58号ほか3件であります。

お諮りします。この際、当委員会に付託となっております議案第58号ほか3件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、一括議題とします。

それでは初めに、昨日の質疑で持ち越しとなりました議案第63号 土地の取得について、執行部より説明願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 おはようございます。

改めまして、昨日は委員の御質問に的確にお答えできず、御迷惑をおかけしたことに對しまして深くお詫び申し上げます。

松本委員の御指摘を踏まえまして、現契約書の効力等の考えにつきまして弁護士に確認してまいりました。

具体的には、万が一、相手方が建物を解体しなかった場合においても、市がかわりに解体し、そのかかった費用を残金で賄えることができることを定めている物件移転補償契約書第8条の規定があることにより、市はみずから建物を解体し、土地を取得することができます。

また、その際の解体に要する費用につきましては、約1億1,200万円を見込んでおりますが、残金は約1億3,000万円ありますので、市が解体を行った場合においても損失を生じることなく建物が解体され、市の土地として管理することができます。

次に、契約書に弁護士の印があるかないとの違いにつきましては、弁護士の印があることによって契約の効力かわることはなく、また、弁護士の印がないことによって市が不利益をこうむるようなことがないことも弁護士から確認しております。

また、昨日の松本委員の御指摘を踏まえまして、権利者からは7月から解体作業に取りかかる旨の署名をいただいてまいりましたので、今から委員の皆様へ配付したいと思います。よろしいでしょうか。

○飯田委員長 資料配付してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それでは、お願いします。

〔資料配付〕

○飯田委員長 それでは、資料の説明をお願いします。

○上田公園緑地課長 続けて説明させていただきます。

お手元の資料につきましては、建物の権利者様よりいただいたものでございまして、水戸市長高橋靖様宛てということで読み上げさせていただきます。

令和元年5月24日付で仮契約を締結した物件移転補償契約について、本契約を締結した際には建物の解体工事を令和元年7月中に契約し、着手いたします。令和元年6月20日ということでいただいております。

お目通しをお願いしたいと思います。

最後になりますが、委員の御心配は御もっともであると感じております。今後はより慎重に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○飯田委員長 それでは、質疑のある方は発言願います。

小川委員。

○小川委員 ただいま、御丁寧な説明をいただきまして。

この中で、昨日の委員会を受けて、多分顧問弁護士に御相談申し上げたとは思いますが、もし差し支えなければ、その顧問弁護士は誰と誰。本市においては2名ですか。2名いて、その中でお二人に御相談したのか、お一人。もしよければ弁護士名は。よろしいですか。その辺ちょっと確認をしたいなど、こう思って今挙手したわけです。これ、御相談申し上げたのはどこの弁護士さんですかというね。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

昨日、相談に伺った弁護士のお名前でございますが、水口弁護士でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○小川委員 わかりました。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 この覚書っていうのか、誓約っていうのか、確約っていうのか、何書って言えばいいのこれは。この着手しますっていう約定書だか、何だかわけわからない、これは何書って言えばいいの。これを解体しますよという地権者の方が弁護士でも立ち会って、普通はこの頭に、誓約書とか確約書とか、何かっていう表題がなければ、これはただの紙っぺらじゃないですか。

これは、いつもらったの。そうしたら。いつこれは。6月20日、20日っていうことは昨日。昨日もらったっていうことは、会いに行って来たの。どういう取引でサイン、文書を交わしたのこれ。ただ単なる、何て言うのこれ。何の効力もないと思うよ。俺。これは。

だから、先ほどの弁護士に相談したっていうのは、水口弁護士は水戸市の顧問弁護士なんだよね。それで、昨日うそをついて向こうでは弁護士が入ってるって言ったんだよ。契約書でね。上田課長のほうがうそついたら、あれは。それははっきりしている。

だから、向こうの弁護士とかが立ち会いで、これを水戸市として念書でも何でもいいから、もらうものでないと、これは何の効力もないんじゃないのかなと思うんだけど。法的にどうなの、これ。これは有効だと思えますか。

私の考えでは、何の効力もない、ただの単なる文書じゃないのかなというふうな感じはするんですけど。いかがなものでしょうか。その辺の、法的なことは私も全然わからないので、確認なんだけど。やっぱり、こう間違いのないように、きちんと権利を移行していただくために、要するにまだ一銭も支払ってないんだ

から、向こうだって早く金が欲しいんだろうからね。それとあわせて、昨日、上田課長のほうでは、銀行の抹消の書類もいただいていると。書類もいただいているって言ったんだよね。銀行が、一銭も支払っていないのに抹消書類を水戸市に預けますか。これも一つ、私は疑問なんだ。

だから、これ以上言ってもしょうがないので、とりあえず、これが有効なのか。そのほかの人でもいいですよ。この都市建設委員会の中で、こういうことに対して明るい人がいたら、ちょっと教えていただきたい。この文書が、もし、裁判沙汰になったときに有効なのかどうか。何の文書なのかこれはわからない。誰かいねえけ。わかってる人、法的に。

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 今の委員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の契約については物件移転補償契約のほうで、もし向こうが履行しなかった場合に、補償金の半額をもって、水戸市のほうで建物を解体できるという規定になっており、それによって水戸市の損失は全くない……

○松本委員 それはわかってる。ただこれが有効か無効かを俺は聞いてるだけだからね。今日の話は、もう繰り返すとまた長くなっちゃうから。

○高橋都市計画部長 はい。弁護士に契約書のほうは問題ないと確認をいただいております。それで、こちらでいただいたのは、向こうの決意表明ということで、ちゃんと7月からやりますということを申し立てていただいたということだと考えております。

○松本委員 有効か無効かということを知ってるんだよ。この文書が。

○高橋都市計画部長 有効というのは、裁判になったときにとかということですかね。

○松本委員 うん。

○高橋都市計画部長 裁判になったときには、向こうのひとつの証拠としてはもちろん採用されると思いますけれども、基本的に契約書でもって裁判までいかずにうまく処理できるということを弁護士に確認をいたしましたので、それで大丈夫ではないかと執行部のほうでは考えております。

○松本委員 大丈夫じゃないかと考えている。

○高橋都市計画部長 大丈夫だと確信しております。失礼しました。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 その物件移転補償契約書で、昨日も資料はいただきました。それだけの担保が入っている中で、要するに、半金を支払ってということでもありますよね。契約のときにね。それで滅失登記が終わったら残金を支払うということになっているんでしょうけれど。要するに、これがその時に、水戸市の立場からしては有効だと水口弁護士さんがそうおっしゃっていると。ということですよ。

じゃ、先方のほうの意向というのは、そういうことを弁護士さん同士で、向こうが相談している相続のときに、弁護士さんが入っていて解決したんだろうと思ってるんですけども。そちらのほうと弁護士同士の話し合いというのはしたのかどうか。多分していないと思いますよ。だったらこれを有効にするんならば、じゃ、これは何書って解釈すればいいの。

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 委員の御質問にお答え申し上げます。

これは、向こうの意向表明書ということでございまして、先ほどから何回も私が申し上げているのは、その弁護士に確認しているのはこの物件移転補償契約書。昨日、松本委員から御指摘をいただいて、弁護士の水口先生に確認をさせていただきました。

この物件移転補償契約書をもって、この8条がございまして、これで水戸市としては全く不利になることはないということを確認しております。なので、もし向こうで建物の解体がおくれたとしても、水戸市で解体できます。そしてそのお金は向こうに渡す前のお金から使えてしまいますので、水戸市として金額の損失は全くないということを確認してございます。

こちらの書類は、改めて向こうの意向を確認するためにいただいた書類ということでございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 この問題は、まだ私も考えてみます。

先ほどの2点質問した中で、銀行の抹消書類をいただいているという昨日のお話でしたよね。私はいただいてないと思ってます。銀行は、金を一銭も支払わないうちに水戸市に抹消書類なんかを預けるはずがない。こう思ってるんですけど、この確認をさせていただきます。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 松本委員の御質問にお答えいたします。

今回、2つの銀行の根抵当権が設定されているわけですが、その2つの銀行それぞれから根抵当権の全部抹消承諾書はいただいております。間違いございません。

以上でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 じゃ、参考までに、配らなくていいからさ、見せてはいただくわけにはいきませんかね。回すだけでもいいですよ、それを。目の前で確認して。

〔「手元に残さないで」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 それじゃ、閲覧よろしいですか。委員の皆さん。

〔「回して、委員長からこう回してもらえればいいんじゃないかな」、

「コピーしなくていいから。1枚の紙を」と呼ぶ者あり〕

〔文書閲覧〕

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 これは、もしも、お金を支払ったときにはとか、入金になったときにはとかという問題というのは入っていないよね。入ってないよね。日付も入ってないよね。だからそれはお金を支払えば抹消しますよということであって、それは全額支払ったときの抹消の書類なのか、ね。

だって建物は解体が終わって、滅失が終わって初めて後の残りを支払うわけでしょ。半金を支払っておくわけだから。半金を支払ったときに抹消できるんですか。できるっていう約束というのはこれには書いていないでしょうよ。お金も。ただ入ったときとか。私の解釈で言えば全額を支払ったときに、抹消しますよと。

だから、私も勘ぐりたくないんだけど、はっきり言って。一括で買っちゃえば一番いいんだけど、それでは相続者の関係があって、それで現金は支払って、あとは補償費で現金で地主さん方に支払うんだよ。それは配分の関係だと思ってるんだよ。悪く考えればね。何でかって言うと土地代金というのは一銭も自分の懐に入らないんだよ。だから補償費のほうで配分をするんでしょうよ。だからそういう契約になったんじゃない。本当のところ。本当のことを言えばいいんだよ。

だから昨日、秋葉副市長が努力したことを認めてくれっていうことに対しては、私は本会議でも、これは大変その努力が喜ばしいことだという表現で言ったんだよ。だから、昨日も冒頭、総額6億何ぼで、6億5,000万円ぐらいか。それで買えるっていうことは、解体費も何も含めてだから。上田課長にも褒めたことあったんだよ。頑張ったねと。それは評価してるんだよ。

ただ、この抹消を承諾をしますよというものだけれども、どの時点で、抹消するんですかということってというのは書いてないでしょ。何でこれは日付も入ってないの。おかしいんじゃないの。

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 すみません。では松本委員の御質問にお答えいたします。

ちょっと、議事録に残すかどうかはまた検討していただいて。

松本委員がおっしゃるようにですね、銀行はこういうものを通常、事前には出しません。まだお金も支払っていないので。ですけど、市のほうの規則によって、市は市で前払い金を支払う場合はそういう抵当権を抹消していないと……

○松本委員 ゆっくりしゃべって。

○高橋都市計画部長 銀行は通常こういった抹消権を、権利を放棄しますという書類は出しません。

一方、市のほうでは、地権者に前払い金をお支払いするので、そのときには抵当権とかは向こうが外せという資料がないと前払い金を支払えないというふうな規則が市のほうにはございます。なので、銀行とぎりぎりの交渉をさせていただきまして、銀行は相手が水戸市役所ですから、そこは信用していただいて、これを出していただいていると。日付は、実際に半金を支払ったときの日付を入れるということで向こうとお話をさせていただいています。

松本委員がおっしゃるようにここに全部支払ったときと書いていないので、半金を支払ったときに日付を入れれば、この承諾書は完了するということになってございます。

以上でございます。

○松本委員 同じことの繰り返しになっちゃうんだよなあ。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 だから、委員長ね。何度もしつこいように申しわけないんだけど、この7月から解体工事に着手いたしますというのは、これは今の相続者だけの2人の名前の判こでくれただけであって、その物件移転補償契約書の契約があるから、高橋部長からはそれで有効なんだという答弁をいただいたんだけど、その契約が不履行の場合に、これは有効にはなりませんかって聞いてるんだよ。

この文書。気休めみたいなものじゃないの。これは裁判に持っていったって、どこにいったって、弁護士が立ち会ってるわけでもないし、何もないんだから、私は何書だかわからないんだけど、ただの紙っぺらに

過ぎないんじゃないかな。

それで、これに対して印鑑証明とか、何かつけてもらってるの。普通はここまで書いてもらうには印鑑証明の写しでも何でもいいよ。普通はつけて、契約書とか確約書っていうのをつくるのが、そこまで、かたく、水戸市は進めるのが本来ならば正しいやり方じゃないんですか。

判こを押してあるっていうのはこれは実印なの。契約書で押したものと同一の判こだろうと思いますけれども。仮契約に押した判こ。そのときに印鑑証明か何かっていうのはいただいていますか。いただてる。あ、そう。そうしたら、これにも本当だったら、つけなければ、やっぱり有効性から言って、何の、何書かわかんねえ。ただの口頭での約束と同じだっぺよ。

お金をもらったら解体しますよ。7月から解体しますよ。じゃ期間はいつまでにとか。そういうことまできちんとうたっていて、向こうの弁護士の承諾まであれば本当は一番いいのよ。それもないし。

最初から水戸市では、これを買うときには顧問弁護士には相談してなかったんでしょうよ。昨日の話ではね。それで弁護士が入ってるって言って、私は契約書にでも入ってるのかなと思ったから契約書添付をもらったわけ。そうしたら何もなし。だからこっちでは弁護士も、そのときには相談してなかった。こういう内容で契約をするんだけどどうですかっていうのは昨日にでも確認したんでしょ、高橋部長。

○高橋都市計画部長 はい。

○松本委員 これの。早い話が。そうでしょ。

だから、物件移転補償契約とか土地売買契約のときに相談はしてないでしょ。してないでしょ。水戸市の顧問弁護士に。昨日の時点ではしていないんだもんね。急に今日またうそつくなって。言ったら、俺は議案を凍結するからね。はっきりと、だから、うそをつかないできちんと言ってほしいのよ。最初から。

土地代金は、みんな銀行に支払うから地主さん方には金は入らないからね。補償費で現金で支払うんだと。その中から、解体費用だ何か引いてね。残った金は相続者が現金を幾らかずつもらうんだと。こういう筋道でしょうよ。これをまとめたのは。私はそう推測しますよ。違いますか。私の考えていることと、意味が全然違いますか。何でそれだったら、補償費だけは現金で支払わなきゃならないの。一括で買うのが本当は一番正しいやり方でしょうよ。正しいやり方。

それでは地主さん方が、銀行にみんな吸い上げられちゃって、手元に残らないから補償費にしたんでしょうよ、それは。本音を言えば。そんなの最初からはっきり言えばいいんだよ。と私は考えるんですけど。

まあ、同じ話になっちゃって本当に申しわけないんだけど。これはなんの効力もない気休めだと私は知っています。

あとは皆さんの御意見を聞いて、どうするか。

何かある。関連である。ありますか。

だから、私の意見としてはそういうことですので、採決前には暫時休憩をして、委員長ね。これをまとめたい。どうするかね。このように、私の今現在の気持ちはそう思っています。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ではですね、私のほうから幾つか質問をさせていただきます。

足利銀行の抹消の書類ですけども、この中で、足利銀行が24億円ですか。24億円の根抵当を組んだわ

けですよ。その根抵当を組んだのは、この日付がちょっと違ってるんですけども。その一連にずっとこう、根抵当をふやしたわけですよ。どんどんふやしていったというのがこの登記簿謄本でわかるんですけども。これは24億円とか6億円とかいろいろ出てくるんですけども、これは全て抹消されるということなんですか。そのことをまずお聞きしたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

通常、この土地根抵当権の表示につきましては、一番最初に設定をしたものの番号を振る。その後、最終的に幾らになったかということではなくて、一番最初に設定したもので表示するというのでやっております。

○飯田委員長 中庭委員。

[発言する者あり]

○中庭委員 そうすると、最初の7億5,000万円が10億円になって、10億円が24億円になって、どんどん根抵当が膨れ上がっていったわけですよ。これは最初の日付のもので、全部抹消されるということなんですか。そのことを確認したい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの表記につきましては、事前に銀行及び法務局にも確認をして記載してございます。

○中庭委員 わかりました。

では、次の質問なんですけれども。

この、お金を支払う場合に、これは銀行が、24億円とか30億円とかいろいろいっぱい出ているんですけど、これは、銀行のほうにお金を支払うということになるんですか。そうすると。

要するに地権者の立ち会いのもとで、銀行に支払うということになるんですか。それとも真つすぐ銀行のほうに全て支払っちゃうということになるんですか。そのことを確認したい。

[「銀行立ち会いで、地権者立ち会い、同時にやるの」、「あの、謄本とか、余り元金は気にしないほうがいいよ。それは抹消という部分であれば別だからさ」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 すみません。ちょっと今のをもう1回。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 御質問にお答えします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、そのお金というのは、例えば個人に振り込まれるお金って幾ら。銀行に振り込まれるお金って幾らなんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

極めて個人的な情報になりますので、そちらのほうは発言を控えさせていただきます。

○中庭委員 私が聞いたのは、物件補償と土地代の売買、土地代と2つ支払いますよね。私が聞いているのは土地代のほう。土地代は3億7,600万円を支払いますよね。これは全額が銀行に行くんですか。要するに、地権者の立ち会いのもとで銀行に支払われるのか。どんなふうな形で支払われるんですか。

〔「そりゃ当然、当事者を踏まえてだから、銀行に行くんだろう」,

「まだ、契約の段階で支払いは別でしょ、これ」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いやいや、私が聞いているのは、地権者に支払ってから、その地権者が銀行に支払うのか。それとも、どんなふうになるのか、その辺をちょっと教えていただきたいんです。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、地権者みずからの口座と、銀行の口座、2つ登録はしてございます。そちらについて、議決をいただければ、その後、お支払いをすることになりますので、そういった中で、銀行と地権者と市で協議していきたいと考えております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いやいや、私が聞いているのは、物件補償というのはね、2億6,000万円の物件移転補償費が支払われますよね。それで土地代が3億7,000万円、合わせて6億5,000万円が支払われるんですけれども。物件補償というのは地権者に支払われるということなんですか。

〔「そう、その現金と」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

○中庭委員 だけど、物件というのはね、2回にわたって支払われるわけですよ。物件は最初、解体工事を行った場合に半分支払われる。残り半分は解体工事が終わったときに半分支払われるという契約書になっていますよ。これ、契約書を見るとね。

そうすると、その最初のお金、要するに土地代は、これだけ抵当権が設定されているから、結局は地権者本人に支払われないで銀行に直通でいってしまうのかなど。物件補償については、今、上田課長が言いましたように、銀行と地権者両方に支払われるということなんですか。それを、もう1回確認したい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、もう1つ確認なんですけれどね。

物件移転補償契約書の中に、必ず、令和元年9月30日までに全部解体するということになってますよね。しかし、これは、これから解体工事をやるわけでしょ。本当に解体工事は終わるんですかね。それがちょっと1つ、私の疑問なんですけど。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

そのように努力していくということで、双方で交わした契約ですね。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、努力するという事なんですかね、あくまでも。だって今6月21日でしょ。これが9月30日までという、7月、8月、9月の3カ月間で解体工事が終わるのかね。というのが、まずあります。そうするとこの物件移転補償契約書そのものが一体どうだったのかというのが出てきますよね。本当に履行されるのかというのも1つ出てきますけれども。それはどうなんですか。大丈夫なんですか。

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 すみません。9月30日の話ですけれども。

例えば、そこまでに、もし、工事に入っているということであれば、それを横から水戸市が横取りしてわざわざ解体する必要はないわけですから、そのままちょっと延長すればいいと思っています。その9月に間に合わなかった場合は、という考えでおります。

結果9月30日に終わらなければ、向こうと協議して、水戸市がやる場合は水戸市が解体してしまうということができる。どちらでもそこは対応が可能ですので。大丈夫な契約になっているということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 あの、ちょっと話が前に戻りますけれども、松本委員が言いましたよね。本当にこれは確実に履行されるのかどうかという点で、私も非常に不安があるわけなんですけれども。その点で、私が知りたいのが、特に解体費については、半金ずつ2億6,869万円を支払うということになっております。このうちの解体費というのは幾らなんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどもお話ししたと思うんですが、約1億1,200万円を見込んでおります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、1億1,200万円という、1億5,600万円というのは、これは移転補償費として地権者に支払われるお金なんですか。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 お答えいたします。

解体に要する費用が1億1,200万円という形になりますので、実際には、そのほかに工作物移転料、機械設備移転料、立竹木移転料、動産移転料などがございまして、もっとかかるというような形になりま

す。建物の解体が1億1,200万円。でも実際、建物の中にはいろいろなものが入っていますので、そういうのも外に出さなくちゃいけないということで別途費用がかかります。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうするとね、これは2億6,800万円なんだけれども、このうちの中の1億5,600万円は、そういうこの移転に、要するに解体に伴う附属のお金であるということなんですかね。その辺をちょっとお聞きしたい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 お答えいたします。

移転補償費を支払うという形になります。

以上です。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 解体費を支払うと言ったわけですよね。解体費はこの中に含まれていると。そうすると解体費が1億1,200万円で、残りの1億5,600万円というのは一体何なのかというのを私は知りたいんですよ。これだけのお金がかかるわけだから。だって、解体費があつた建物全体で、2億6,800万円もかかるとは思えない。私はね。

[「昨日説明があつたと思うんですけど」と呼ぶ者あり]

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

建物の解体費用と価値補償が入っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 その土地代は、地権者にはこれだけの根抵当が入っているからお金がこないにしても、実際、地権者には、解体費を除いた補償費というのが出るというふうに考えていいんですか。

[発言する者あり]

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 今の委員の御質問にお答えします。

これは一般的な支払い方で、例えば、道路とかに家がかかっているときに、解体費だけお渡しして、後はよろしくってわけにはいかないんですね。家を建て直すお金とか、その補償費も支払わなきゃいけない。それで今回も解体費と移転補償費が入っているということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 では、いずれにしても、地権者の方にはその解体費が出て、そして自分の持っている土地建物の移転補償費が出るということなんですかね。

そこで、私はもう一度お聞きしたいんですけども、半金を支払うということになるわけですよね。これは工事着手と同時に半金を支払うということになります。

それで、残りは、もしやらなかった場合には、その解体費で、残ったお金、1億3,434万600円というお金で解体ができるということなんですか。そうすると、今さっきそういうふうに答弁いたしましたよ

ね。その辺をもう一度確認したい。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

中庭委員のおっしゃるとおりでございます。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

小川委員。

○小川委員 関連で、先ほどの松本委員さんから出ましたね。要は、本市の顧問弁護士から確認をしましたよという部分で、その中で、1点お伺いしたいんですが、相手方からは、本人のみで、代理行為として弁護士が立っているわけではないのか。その点をちょっと確認したいんですね。

当事者、いわゆる本市と当事者同士でこの契約についてはやっているんだよということですか。ちょっとその1点。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

最終的に判こを押していただくまでの過程の中で、いろいろなお話をしていたということであって、最終的な契約はあくまでも個人ということになります。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 ただいまのはわかりました。

最初の話に戻ります。昨日の、着手いたしますというこの確認書及び、本市の水口顧問弁護士が確認したという部分において、それであれば、これは外部に出る話ではなくて、いわゆる庁内においての部分として、ここに、水口顧問弁護士の署名をいただいて、本件について、文言は承諾書にするか、それは確認書にするか、それは皆様方の考え方によって、弁護士の知恵を借りて、もしここに署名をしていただいて、こういうわけですよと言えどどうですか。そうなれば松本委員もある面では御理解が、まだまだこう残っている部分はあるんだろうけど、皆様方とのやりとりがこの辺で矛先をどっかでこう降りる部分がないとなという、その辺はどうですか。水口弁護士から再度確認していただいて。そして、土地の部分はあくまでも、まず、土地代の半分のことは別として、その辺が明記されないかなという点をお聞きしたいんですが。

その点、よろしくお願ひします。

〔「確認書だから、変えて出るわけない」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの小川委員の御質問にお答えいたします。

こちらの書類につきましては、相手方からいただいている書類になりますので、水口弁護士はこちら側の弁護士なので、ちょっとその、相手の決意表明書になりますので、水戸市の弁護士が何かを書くというものではないものと思われまますので、御理解をいただければと思います。

○飯田委員長 小川委員。

○小川委員 文言及び確認しなかった点、これは、相手側の承諾書と。お互い信頼の上での承諾書という、ここには水口弁護士は今言われたとおり、載せられないわけですね。

○飯田委員長 相手方からの書類ということで、今説明があったんですけども。

○小川委員 その点は了解しました。

〔「答弁ないの」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 今のは答弁ありました。

松本委員。

○松本委員 じゃ、ちょっと1点だけ。明確にまだ契約を締結する前に確認したいんだけど。昨日これをやったってことなんだけど。これね、昨日やった、東京には行かなかった、行ってる暇はなかった。なかったのに、何で判こが押してあるのか。何で判こが押してあるの、これに。私は不思議でしょうがない。

というのは、悪く考えればだよ。契約書からこっちにこれをつくりかえることができるんですよ。コピーで幾らでも。だから私はそこまでは考えたくないから。じゃ、昨日書類を取り交わしたんだったら、何でここに判こが押してあったのか。私らには納得できない。

本当にもう皆さんのやっていることが、不思議で不思議でしょうがないんだよ。次から次に。

東京に行かない人が、会わない人が、何でここに判こが押してあるの。

だから、それは悪く解釈すれば、これをまたほかに写しかえて、こういうコピーをつくることができるんですよ。だからここに表題が何もないんですよ。と私は疑うしかないんですよ。だから暫時休憩までして、これは最終的に、こっちの委員さんだけで検討するしかないのかなと。本音を言うと私はそういうことを言いたい。

何時何分に、じゃ、これはやったの昨日。昨日、委員会が終わったのが大体3時か4時だからね。それから行かなかったんだから、東京へは。誰も行ってないんだから。それで、何でここに判こだの、サインが押してあるの。これを不思議と思いませんか。

幾らばかでもこんなのはいろはのいの字でしょ。わかるでしょうよ。

何でこういうふうに議員をだまくらかそうと思っているの。これ以上悪くは言いたくないけど、水戸市の偽造でしょ、これ。そう疑われても仕方ないんじゃないですか。行かないのに何で判こ押してあるのよ。

昔こういうので事件があったでしょうよ。実印を別なものに赤く写しかえることはできるんですよ。今は、当時それで、地主さんがわからないうちに、所有権移転になっちゃって、売り渡し書から何から全部、所有権が移転になった事件、記憶にございませんか。水戸市であったでしょ。

私もできますよ。そういうことやる気なら。そのまま、薄い何かの紙にこすってこっちから写しかえることがそっくりできるんですよ、実印っていうのは。だから、むやみやたらに実印は押すなというのが言われているの。だから水戸市は今、印鑑証明は、カードがなきゃとれないように、そういう方法にかえたんですよ。印鑑の実印カードっていうの。印鑑を持っていかなくても、そのカードを持っていけば、印鑑証明がとれるというふうにしたんですよ。今はね。当時はそれでとれたんだよ、印鑑証明が。

だから、何で、昨日の委員会が終わってから、この判こがこれに押されているのか。

答弁できる。できますか。うそついちゃだめだよ。正直に言いなさいよ。

○飯田委員長 ちょっと答弁を求めましょう。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、松本委員の御質問にお答えいたします。

昨日の答弁を受けまして、こちらの水戸市にお住まいの_____のほうと相談させていただきました。実際に、_____とは会ってございません。ただ、_____と_____で連絡を取り合っていて、こういった事態と申しますか、こういったことになっておりますので、できれば、こういったことで着手するというような文言の資料が欲しいんですけどいただけますかというようなことで、_____に確認をとっていただいて、それで、あわせて_____にもその場で確認をしていただいて、_____は_____の判こなんですけども、_____については、確認をした上で_____の判こを押していただいたと。そして提出させていただいたということでございます。

以上です。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そうしたら、_____のこの判こは本物の判こだったの。それで、この_____の判こは会わないんだから、会わない人に、この_____だって、判こはどうやってもらったの。

おかしいじゃないですか。会わない人の判こが、何でここに押されてるの。高橋部長おかしくね。俺は不思議なんだよな。こんな手品ってできるのけ。マジシャンだってできないんじゃないのこんなの。

本人と会って、本人の判こをもらってきて、こうなんですよというならわかりますよ。その場合でも、ここに覚書書なり、確約書なり、誓約書なり、表題というのを書かれるのが、この用紙でしょうよ。だからこんなのは、何の役にも立たない、ただの紙っぺらだって。私はこう言ってるの。

私の言っている意味わかるよね。だから何で、ここに_____の判こが押してあるの。会わない人に。

答弁できるの。できるならしてちょうだい。そういうマジシャンができるなら。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

_____は水戸市にお住まいなので、お会いして、その中で_____から_____とお話をさせていただいて、それで_____にも了解をいただいて、この資料を作成した次第でございます。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、_____には会ったということ。先ほど会わないって言ったっぺよ。

○飯田委員長 いや、会ったって言ってましたよ。

○松本委員 会ったって言ったの。

[「_____には会ってない」と呼ぶ者あり]

○松本委員 _____には会ってないの。

[「だから、代理でもらっちゃった」と呼ぶ者あり]

○松本委員 その_____の判こっていうのは、これは何なの。これ。_____が代理で押したんだろうけど。これは、その物件移転補償契約書に押した判ここと同様の。

○飯田委員長 上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、こちらの印鑑については、印鑑証明書の印鑑ではなく、いわゆる三文判でございます。

す。

○飯田委員長 松本委員。

○松本委員 ほらな。だから、それだったら、それはそれとして、百歩、二百歩じゃないよ、譲るなら譲るよ。私も。そうしたらば、括弧して、_____が代理人って書くんですよ。こういう場合は、_____の代理人。これだけじゃ文書にならないですよ、これは。そういううそをついてるからだめなんだよ。三文判だったんですよ。そうしたら契約書で押した判こと違うっていうことですよ。

その場合は、_____の代理人、____代理として、ここに印鑑を押すんじゃないですか。違いますか。正式な文書の作り方ってというのは。

ただの三文判で、幾ら_____と会ったからって、_____との確認はとれたと言いながらも、これはだから、何の役にも立たないでしょと言ってるんだよ。こういう文書では。

原本見せてみな、じゃ。こんな塗り潰すんじゃないで。

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 今の件に関して、答弁さしあげます。

昨日、何度か申し上げましたが、顧問弁護士のほうに伺いまして、この物件移転補償契約書があれば、基本的に水戸市はもう何も損はしないし、ちゃんと解体もできるし、土地も手に入ることを確認しております。

こちらのもう一個のほうは、念のためにいただいた向こうの意見表明ということですので、我々としてはこれで十分だと思っております。こちらの契約書があれば大丈夫だということを顧問弁護士にしっかり確認をとっておりますので、これで我々としたら大丈夫だということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 ただね、高橋部長さんね。私もこれは三文判だとは思わなかったよね。この文書は、_____の印鑑が三文判で、というふうにはちょっと考えなかった。だから、一般的な文書で見ればこちらは陰影が消えているから、三文判だとわからなかったけれども、普通はこういう重要な文書というのは印鑑証明の印鑑で確認されるっていうんじゃないですか。

何しろ、合わせて6億5,000万円ぐらいお金を支払うわけですよ。

それで、実際、東京に行っていなかったと。それで_____が連絡して、代理で三文判を押したということですよ。ちょっとあまりにもお粗末な感じがいたしますね。

○飯田委員長 今の答弁ですと、最初の契約書で大丈夫だから、これは、まあ念のためっておかしいですけどね。意向表明書を一応いただいたという答弁でした。

中庭委員。

○中庭委員 だけれども、それは答弁の中でこの事実が明らかになったわけで、普通ならばね、_____のところには行っていなかったと。それで_____と話をして三文判を押してもらったんだと、了承してもらったんだというふうに、最初から言えばよかったんじゃないですか。そうしたら。

私の理解では、ここに印鑑証明の印鑑が押してであると。本人にもきちんと会って、市のほうで_____の意思を確認して押したというふうに思うんですけども。

_____とは会ったんですか、あるいは電話で話したんですか。

○飯田委員長 先ほど、ちょっと説明がありましたが、もう一回。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 再度の御質問にお答えいたします。

_____のお宅に伺い、_____とお話をし、_____から_____に電話をかけていただいて、こういった昨日の流れがございまして、何か文言、文書がつかれないかというような中でこれを作成したものでございます。確かに代理人という言葉が入ってございませんでしたことにつきましては、お詫びを申し上げたいと思います。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、あくまでも_____からの確認で、この印鑑を押したということであって、市が直接_____に確認して押したわけではないということですね。

〔「それは_____が電話して確認した」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 _____が電話して確認したのであって、直接市が_____に確認して押したわけではないと。それも三文判が押されているということですよ。その辺を何で言わなかったのかなと私は思うんですよ。

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 すみません。委員の御質問にお答えいたします。

先ほど来、土地売買契約書、それから物件移転補償契約書、それから、この確認書ですかね。こう、いろいろ同時に議論してございますので、多分その中で説明が不足している部分が我々のほうにあったのかなというふうに思っております。

そこはお詫び申し上げます。

再度の繰り返しになりますけれども、昨日、顧問弁護士のほうに確認して、この物件移転補償契約書ですね、こちらのほうで、向こうが履行しなかった場合の処置もきちんと考えてあるということですので、これで基本的に我々は問題ないと思っております。

それで、こちらの書類は念のためにいただいたというだけでございますので、基本、この物件移転補償契約書、こちらで市としては何も不利益はないということでございます。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 いやね、昨日の論議っていうのは、やっぱり、本当にこれが解体されるかどうかということに不安があったわけですよ。それで実際、本当ならば土地と建物を水戸市が所有して、そして解体工事はまた別個に水戸市が責任を持って行うというのが私は一番の安全策だということを、昨日も主張しました。松本委員、皆さんもそういうふうに主張したんですけども。

そういう中でこの今回の契約書が出たんですけども、しかし、この契約書はさっき高橋部長が謝ったように、問題がある。要するに本人に会ってなくて三文判で押されていたということについて。

○高橋都市計画部長 契約書は違います。

○中庭委員 契約書じゃなくて、この念書か何かの文書ね。

だから、その件で、やっぱり私にとってみれば、何でそんなことをきちんと言わなかったのかなと。大事な文書について、事実関係の中で、_____に話をし、_____に了承をとってもらって、_____の三文

判で判を押したということを、きちんと、これは委員会で言うべきだったんじゃないのかと思うんですよね。
松本委員に今質問されて、そのことを言ったわけでありましてね。

私は、ちょっと余りにも、この市の税金を預かっている市の当局として、執行部として、お粗末じゃないかという感じがいたしました。どうでしょうかね。

私はね、このレイクサイドボウル跡地の土地と建物を水戸市が取得するというのは、決して反対ではないわけですよ。それで、市の執行部が努力したということも、別に評価しないわけではないんですけども。

やっぱり大事な文書については、きちんとその経過を話すべきじゃないですか。これは。

私は今聞いたら、半分何というのかね、本当のことが質問の中でやっと明らかになったという感じで。何か、全体を信用していいのかどうかというのがわからなくなってしまったというのが、私の率直な意見ですけども。

高橋部長は、何かむきになって、この契約書があるから大丈夫なんだ大丈夫なんだっていうふうに言ってるけども、しかし、その契約書に、私たちが非常に不安を持ったから言ったわけでしょ。それでこの文書が出たわけでしょ。だったら、もっと、きちんと正直に話すべきだったんじゃないかと思うんですよね。

どうですか、高橋部長、その点。

○飯田委員長 高橋都市計画部長。

○高橋都市計画部長 今の委員の御質問にお答えいたします。

昨日、委員の皆様にご議論いただいて、この契約書が本当に大丈夫なのかということで御心配をいただきました。それで、るる御説明を申し上げてきたように、弁護士のところを確認に行って、この契約書で問題ないということをお願いしておりますので、我々としてはこれで問題ないというふうに思っております。

○飯田委員長 中庭委員。

○中庭委員 だから、そのことで、こういう経過について、きちんと説明しなかったということを謝りましたけれども、しかし、そのことを何で言わなかったのかと。最初に。

だって、この文書は大事な文書ですよ。きちんと解体工事をやりますということの文書ですから。それが三文判で、それも本人に確認したわけじゃなくて、_____に頼んで確認してもらって押してもらったんだということについて、本来ならば、執行部として、きちんとこういう経過だったというのを言うべきだったんじゃないですか。

それを高橋部長がね。何か、それを言うと、いや、この契約書で大丈夫なんだというふうに、すりかえちゃうような気がしますね。私はね。

○飯田委員長 ちょっと、もう、同じことが長々と続いているので一応。

松本委員。

○松本委員 こういったケースというのは今後もあるかと思うんですよ。

何かね、水戸市が、都市計画道路にしても何にしても建設にせよ、何かあると思うの。

そういう場合に、こういう文書をいただくときには、何か表題がなければ、これは何の意味なのかがわからない。普通は覚書とか、確約書とか、表題というのはできるんじゃないんですか。こういう文書を民間人からもらうっていう場合は、これを有効にさせるためにはね。

だから、昨日の話は、もう、うそ、うそ、うそ。幾つかうそが出てきたよね。

まさか、これ、昨日のうちに二人から判こをもらえる、私はそういうことはできないと思ったものだから、先ほどの質問は、ちょっと私も言い過ぎたかもしれませんが、_____が水戸市にいるから、この_____のほうは三文判だっていうのは、今、初めてわかったわけだ。

だったら、それで、高橋部長が今答弁されているように、水口弁護士に相談したならば、この契約書で間違いないと。水口弁護士から、そういう何ていうの、確認書みたいな、覚書書みたいなものというの、これはもらえないの。

顧問弁護士というのは水戸市が毎月金を支払っているんでしょ、年間幾らで。これは有効に、やっぱり、そういうときのために弁護士っていうのがいるわけであって。ただ皆さんだけが水口弁護士と相談したら大丈夫だというだけでは、我々は本当はどうかっていうのは、今度はさらに疑いを持つんだよ。私も水口弁護士は知ってますよ。弁護士は何人も知ってますよ。

だから、そういう相談をしたんだったらば、これにつけ加えて、別紙に契約書のとおり相違ありませんとか、何とかって言うような水口弁護士の判こがあったっていいんじゃないんですか。遠くまで行くわけじゃないんだから。

それで、さらに表題も何もないのは、これは、紙の無駄だよ。こういうことは。A4の紙1枚無駄にしているだけの話。何の効力もない。これは。先ほどから言っているとおり、気休め。議会をなだめるといふか、何ていうか、そういう気休めに、これはつくっただけの話、としか通用しないというふうに思ってますよ。

だから、今後の問題として、こういう文書をつくる時には表題をきちんと決めて、さらに実印を押してもらって、印鑑証明でも添付してもらって、そうしなければ、この文書は生きないということをまず言うておきますよ。

だから、昨日の今日で、よくできたなと思って、まさか三文判と思ってないから。冒頭、昨日もらったって上田課長が答弁したから、さらにこれは突っ込んだ話になっちゃったの。昨日のうちに、何で会わないで、2人から契約書と同じ判こをもらえたのかと、私は不思議で不思議でしょうがなかったから、そういう話になっちゃったわけよ。

そしたら、_____とは_____が連絡をとって、三文判をただ押しただけ。それも百歩でも二百歩でも譲ってもいいけれども、その場合は、この_____が_____の代理人として、そういうことをここに付け加えなくちゃいけないんですよ。これを生かすために、_____が仮にさ、俺はそんなもの押してないよと言ったらさ、どうする。市販の三文判じゃ一つも有効じゃないでしょうよ。

代理人も頼んだ覚えもねえよということになっちゃった場合はだよ。

だから、私は、これだけのお金を、6億5,000万円も支払うんだから、慎重かつ石橋もたたいはたけど、そのぐらいの皆さんの真剣さがあるって、いいんじゃないのかなと思ったものだから、こういう話になっちゃったわけ。

もうこれ以上、繰り返したって仕方ない。同じ話の繰り返し。

だから、私も私の事務所で謄本はとれますから、皆さんの約束どおりになってるかどうかという流れはわかります。今日だって謄本とれますよ。今電話をかけてとっておけて言えば、ファクスをこっちに送らせ

れば、わかりますよ。

だけど、そこまで私も疑ってはいないけれども、何とかこれは通したいという気持ちから、間違いがあったら大変だろうという不安から、こんな話になってしまったんですよ。

一日も早く買って、一日も早く工事をして、一日も早く更地にして、県のほうでは、星野リゾートとの契約ができちゃってるから、この地域も含まれてるんだから、こういう問題でごたごたしていたらば、ここは外されて、県は、県の独自で見切り発車ということになってしまうでしょうよ。

そうしたら、水戸市はこの土地の跡の利用っていうのはどうするんですか、買って。同じものはつくれないでしょうよ。

だから、そういう不安でもって、私は心配で、昨日この話からスタートしちゃったわけよ。そうしたらうそが幾つも出てきちゃったから。だから、不信感を持っています。皆さん方に。申しわけないけど。うそをついてる。契約書に弁護士の立ち会いが入っているとやったんだ、最初は。契約書を出したら、入ってない。そこからうそが始まったでしょう。それは謝罪で私が百歩譲ったよ。それはそれでいいよ。ね。

だけど、今後、今後だよ。こういう念書をもたらうのには、まず表題をつくって、きちっと印鑑証明を添付して、実印で、昨日の今日だからもらえなかったって言えばそれまでなんだけど。もらえなかったものを、判こが押してあるのが不思議だと思ったんだよ、俺は。だからそういう偽造もできるよと。ね。こっちの契約書の判こを移しかえればできるんだよ。はさみでちょん切って、こういう文書なんか簡単なんだよ。

だから、ここまでは私も疑いたくないけども、そういうことから、これが代理っていうのがわかって、三文判っていうのがわかったんでしょうよ。

最初からきちんとと言えばいいじゃん。説明を。うそをつくなよ。議会をなめてんだよ。

あなた方は、水戸市の市民の税金をそれぞれの所管で預かって使っていくんだよ。

この6億5,000万円の中での、中身に今度は触れるけど、これは、予算の委員会でやったからいいか。とりあえず、今後こういう文書をつくるときには、もう少しきちんとして。初めてじゃないでしょう、水戸市でこんなの。

[発言する者あり]

○松本委員 ちょっとね、これね、委員長ね。正副委員長ね。これはいつまでたっても並行線だよ。今日も。

私も千歩も二千歩も譲るから、何とか通したいという気持ちには変わりはありませんから。暫時休憩をして、今日中になり、何なりの策があれば、方策を考えたいと思うので。

ちょっと暫時休憩をしていただけませんか。

○飯田委員長 では、ここで暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時34分 再開

○飯田委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

議案第63号 土地の取得について、ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第63号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、付託議案については一通りの質疑を行いましたので、これより各議案について、御意見を伺いながら、採決に入ってまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、これより採決に入ります。

採決の方法は、挙手によりお願いいたします。

初めに、議案第58号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例について、御意見等がありましたら、お願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第58号について、賛成をいたします。

これは団地造成などで新しくつくられた児童遊園9カ所を、水戸市に帰属するという条例であり賛成です。帰属するに当たりまして、子どもたちが望んでいる遊具なども、きちんと設置されるように、開発業者とよく協議していただきたいというふうに思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第58号について、採決します。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 指定管理者の指定について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第61号については、賛成をしたいと思います。

これは水戸市に帰属した児童遊園の維持管理を、水戸市公園協会に委託するというものでありまして、公園協会ですから、公園協会への予算もふやして、職員体制も強化して、きちんと管理できるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第61号について、採決します。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 市道路線の認定及び廃止について、御意見等がありましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第62号については、賛成をいたします。

団地造成などの開発行為による市道の認定などを含めた、28件の市道路線の認定及び廃止であります。市民生活にとって大事な市道路線の認定に当たりましては、住民の皆さんの意見をよく聞いていただきたいと思っております。特に、行きどまり道路について、周知徹底の看板がありますけれども、これは改善をぜひしていただきたい。それから、出入口の交通安全対策のために、カーブミラーの設置なども含めて適切な処置をとっていただきたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第62号について、採決します。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号 土地の取得について、御意見等がありましたらお願いいたします。

中庭委員。

○中庭委員 議案第63号の議案については、賛成をいたします。

これは、千波湖畔にあるレイクサイドボウルの土地と建物を買収するという議案でありまして、総額では土地代が3億7,600万円。それから建物解体を含む物件移転補償費として2億6,869万円ということで、合わせて総額では6億4,469万円という多額の税金を投入して取得するというものであります。

私は、いろいろ先ほどの議論を聞いて、まず確実に水戸市が土地を所有できるように万全な対策をとっていただきたい。それで、特に、先ほどの議論の中では、地権者からいただいた書類が三文判であったということでありました。

そして、本人に直接、水戸市が確認した文書でもなかったということでもありましたので、やはり、そういうことはないように、今後きちんとしていただきたいと思っております。

以上です。

○飯田委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 ないようですので、議案第63号について、採決します。

議案第63号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○飯田委員長 総員挙手であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案第58号ほか3件についての審査は、全て終了しました。

なお、この際、本会議における委員会報告書について、お諮りいたします。委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中所管事務調査についてを議題とします。

本件については、お手元に平成31年第1回定例会における閉会中所管事務調査一覧表の写しを配付しておりますが、この内容のとおり、当委員会から議長に対しまして申し出をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 御異議なしと認め、そのように決定させていただきます。

次に、7月の委員会でございますが、7月9日火曜日を予定しております。7月9日につきましては、午前10時に開催し、出席説明員を除いた係長以上の役付職員の紹介、主要事務事業の概要説明、報告事項の説明及び質疑等を行い、午後から所管施設視察を実施する予定でありますので、よろしくお願いたします。

なお、所管施設視察の視察先等、日程の詳細につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 あの委員長ね。普通7月ね、定例は10日ですよ。

○飯田委員長 4つの委員会がありまして、正副委員長で協議しまして、所管施設視察があつて、バスの手配とかいろいろ都合があるものですから。

〔「何日でしたっけ」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 7月9日火曜日。

〔「何時」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 午前10時に開催しまして、午後は施設視察。

〔「なるべく10日が」と呼ぶ者あり〕

○飯田委員長 いや、もうこれで、お願いします。

それでは、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、本日の都市建設委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時43分 散会